

●香川県告示第13号

公有水面埋立て法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成26年1月14日

香川県知事 浜田 恵造

1 免許年月日

平成26年1月6日

2 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

高松市番町4丁目1番10号

3 埋立区域

(1) 位置

東かがわ市三本松223番3、223番5、230番4、231番5、232番2、234番1及び1182番1に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と9の地点を結ぶ平成25年の春分の満潮位（D. L. +1.81メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点	四等三角点番屋（北緯34度15分52.5146秒、東経134度19分27.4778秒。以下「基点」という。）から127度49分43秒、2,108.03メートルの地点
2の地点	1の地点から6度06分59秒、4.43メートルの地点
3の地点	2の地点から126度43分40秒、6.93メートルの地点
4の地点	3の地点から216度45分07秒、0.68メートルの地点
5の地点	4の地点から126度43分44秒、65.70メートルの地点
6の地点	5の地点から120度43分30秒、3.90メートルの地点
7の地点	6の地点から30度43分04秒、0.67メートルの地点
8の地点	7の地点から120度43分32秒、2.84メートルの地点
9の地点	8の地点から196度13分09秒、2.96メートルの地点

(3) 面積

239.38平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

東かがわ市三本松41番1、222番2、223番3、223番5、230番4、231番5、232番2、234番1、235番1地先、1182番1及び1182番7に接する無番地地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から127度55分48秒、2,095.85メートルの地点
Bの地点	Aの地点から36度43分45秒、57.29メートルの地点
Cの地点	Bの地点から126度43分44秒、100.16メートルの地点

Dの地点	Cの地点から216度43分45秒、57.29メートルの地点
------	-------------------------------

(3) 面積

5,739.36平方メートル

5 埋立地の用途

護岸用地

道路用地